

(総則)

第1条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、別紙「相模原市重度障害者医療費助成医療証に係る印刷製本及び封入封緘業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に従い、契約書記載の委託業務を履行しなければならない。

(契約保証金)

第2条 受注者は、契約金額の10分の1以上を発注者に支払うものとする。ただし、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第34条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(機密等の保持)

第3条 受注者は、業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

(目的外の使用禁止)

第4条 受注者は、業務を履行するために発注者から提供又は貸与された設備等をこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利、若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の文書(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。))による承認を得て業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、受注者は業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした文書を発注者に届け出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(業務の報告及び検査・検収)

第7条 受注者は、仕様書等で指定する物件(以下「契約目的物」という。)を納品するときは、納品書及び発注者の指定する納品内訳書を提出しなければならない。

2 受注者は、あらかじめ指定された期限にしたがい、契約目的物を納品しなければならない。

- 3 発注者は、第1項による提出を受けたときは、速やかに検査・検収を行うものとする。

(契約不適合責任)

第8条 契約目的物が契約の内容に適合しないときは、発注者は、受注者に対してその修補を請求することができる。

- 2 前項の規定による修補は、受注者が負担するものとし、修補不可能な場合においては、受注者は、発注者の算定した損害賠償金を発注者に支払うものとする。

- 3 第1項の規定は発注者の責任において生じたものであるときは、これを適用しない。

(履行遅滞)

第9条 受注者は、自己の責めに帰さない理由、又は正当な理由により委託期間内に業務を完了することが困難になったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を記した文書をもって履行期限の変更を発注者に求めることができる。

- 2 受注者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務が完了しない場合において、履行期限経過後に完了する見込みがあると認められるときには、発注者が、受注者から違約金を徴収することができる。

- 3 前項の違約金は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額とする。

(運搬責任)

第10条 委託業務に係る貸与品、資料及び納入すべき契約目的物の運搬は受注者の責任で行うものとし、その経費は受注者の負担とする。

(危険負担)

第11条 本契約成立後、当事者双方の責めに帰することができない理由により、目的物が滅失、又は毀損した場合の損害は、受注者が負担する。

(契約内容の変更等)

第12条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。

(予定数量の変更)

第13条 発注者の都合により予定数量に満たない場合が生ずることがあっても、受注者は、異議の申出又は、損害賠償の請求をすることができない。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が納期内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと発注者が認めるとき。
 - (2) 受注者が契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
 - (3) 受注者が正当な理由がなく、発注者の立会い又は監督に対して、発注者の職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 前各号のほか、受注者がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、受注者は、契約金額の10分の1相当額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において既納部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定にあたり契約金額から控除する。

(受注者の契約解除権)

- 第15条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって、委託業務を完了することができなくなったときは、契約を解除することができる。
- 2 前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に損害の賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、発注者と協議の上で決するものとする。

(契約解除の場合の違約金)

- 第16条 受注者の責に帰する理由によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(環境配慮事項)

- 第17条 委託業務の実施においては、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行うものとする。
- (1) 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
 - (2) 市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
 - (3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。
 - (4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び次条において、「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第2条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第19条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第20条 受注者は、この契約による業務进行处理するため個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(相殺)

第21条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。なお、不足があるときは、これを追徴する。

(疑義についての協議)

第22条 この契約の各条項、若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又は、この契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決)

第23条 前条の協議によってもなおこの契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合は、発注者の所在地を管轄する裁判所で紛争进行处理するものとする。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法律等の遵守)

第1条 「相模原市重度障害者医療費助成医療証に係る印刷製本及び封入封緘業務委託」(以下「本委託業務」という。))について、受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。))及び関係法令等に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「本特記事項」という。))を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を定め、業務の着手前に文書(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。))により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受注者は、責任者を変更する場合は、事前に文書により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者は、業務従事者を変更する場合は、事前に文書により発注者に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 受注者は、発注者と協議し、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。))を定め、本委託業務の着手前に文書により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に文書により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び業務従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(監督、教育等の実施)

第5条 受注者は、個人情報の取扱いに関する責任者及び業務従事者に対する適切な監督を行うとともに、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を責任者及び業務従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受注者は、本委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、退職した後も含め、第1項の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用させないため必要かつ適切な監督をしなければならない。また、本委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関して誓約する旨を文書により提出させ、文書によりこのことを発注者に報告しなければならない。

(再委託)

第7条 受注者は、本委託業務を第三者へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。

- 2 受注者は、本委託業務の全部又は一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に次に定める項目を明確にした上で、文書により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法

- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況の管理及び監督をするとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

- 6 受注者は、次に定める事項を遵守するものとする。再委託先が委託された業務をさらに第三者へ委託する場合のように委託が繰り返される場合においても同様とし、再委託の契約書等にその趣旨を盛り込むものとする。(この場合においては、再委託など事業者のつながりを「委託の系列」という。)

(1) 受注者は、受注者に関する特記事項に係る文書及び受注者が委託の系列を通じて取得した特記事項に係る文書の写しを、発注者へ提出するものとする。

(2) 前号の文書を用いる場合だけでなく、文書を用いない場合においても、個人情報の取扱いに関する承認、指定等、意思決定に関わる事項は、事前に委託の系列を通じ発注者の承認、指定等を得るものとする。

(3) 受注者が再委託する場合、第1号の「発注者」を「委託の系列を通じ相模原市」と、第15条の「発注者」を「発注者及び相模原市」と、第16条第3項の「発注者」を「相模原市」とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報の複製又は複写をしないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (8) 作業場所に、私用パソコン、私用外部電磁的記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (10) 個人情報を電子メールで送信しないこと。ただし、発注者が承認したときはこの限りではない。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者の承認なく第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受注者は、発注者との間の個人情報の受渡しに関しては、文書により発注者に対して申請し、その承認を得なければならない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は消去等)

第12条 受注者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は消去若しくは廃棄を実施しなければならない。

- 2 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を文書により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者氏名及び消去又は廃棄の内容を記録し、文書により発注者に対して報告しなければならない。

(開示請求等)

第 13 条 個人情報に係る本人からの開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、発注者が法及び相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年相模原市条例第 32 号)の規定に基づき対応するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第 14 条 受注者は、個人情報の取扱いの状況について定期に又は発注者の求めに応じて文書により報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

第 15 条 発注者は、本契約及び本特記事項の遵守状況を確認するため、受注者に対して、監査又は実地検査(以下「監査等」という。)を行うことができる。ただし、実地検査を行うことが難しい場合であって、受注者が当該実地検査の項目について調査した結果を発注者に報告したときは、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者が監査等を行う場合、当該監査等に協力しなければならない。
- 3 発注者は、監査等を行うときは、受注者に対し、あらかじめ通知するものとする。
- 4 発注者は、監査等の結果、個人情報の取扱いについて改善が必要であると認めるときは、受注者に対し、その改善を指示することができる。
- 5 受注者は、前項の規定による指示を受けたときは、その指示への対応について、発注者が指定する期限までに報告しなければならない。

(事故時の対応)

第 16 条 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を文書により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 発注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、第三者に本委託業務の実施に起因する損害を与えた場合は、その損害を自らの責任において賠償するものとする。